

# 津軽曾我氏の基礎的研究

小口雅史

はじめに

昭和六十二年六月、河出書房新社より盛田稔・長谷川成一編『図説青森県の歴史』（図説日本の歴史②の分担執筆の依頼があつてより以来、この数年間というものは、私は県下の中世史について、従来の研究を総括する作業に追われてきた。その過程で、特に津軽の鎌倉時代の武士一族として著名な曾我氏について、その系譜・所領などをめぐつてかなりの誤解が存在しており、今後の津軽中世史研究の発展のためにもその訂正が急務であることを感じるようになった。もちろんトータルとしての私の見解は『図説青森県の歴史』内で展開させるつもりであるが（執筆済、現在、来年六月の刊行を目指して編集作業が進んでいる）、ただ同書の啓蒙書としての性格上、その詳細な論拠はそこでは述べることができなかつた。そこであらためて本稿において、いわゆる津軽曾我氏について、諸史料にもとづく基本的な叙述を展開することとしたい。

なお今年になって、岡田清一氏によって津軽曾我氏についての最新の研究成果が発表され、<sup>(1)</sup>本稿の必要性はだいぶ薄らいだようにも思われるが、なお訂正すべき点、論じ残された点が多くあるようである。あえて

本稿を発表する次第である。

## 一 津軽平賀郡曾我氏前史についての疑点

曾我氏が津軽における拠点としたのが、中世の津軽三（四）郡の内の津軽平賀郡である。岩木川上流を中心とした津軽平野の一部を形成する肥沃な水田地帯は、津軽地方でも早くから開けた場所であつたと推定されている。また秋田の比内から津軽に入る奥大道のルート上<sup>(2)</sup>にあり、津軽平野の咽喉を押さえる交通の要衝でもあつた。奥州合戦の後、津軽に入った御家人宇佐美（大見）平次実政<sup>(3)</sup>が拠点を津軽平賀郡に置いたとい<sup>(4)</sup>う推測も、このあたりからでたものであろう。

この宇佐美実政について、広く読まれている啓蒙書において、その地位を「津軽奉行」としているのは不思議なことである。<sup>(5)</sup>この説を最初に唱えた論者が何であり、またその典拠は何であるのか、私はいまだにかんでいないが、<sup>(6)</sup>いまなお根強く説かれているものである。<sup>(7)</sup>

しかしおそらく「津軽奉行」などという職名は存在しなかつたであろう。ではその地位は何と称すべきか。私としては、遠藤巖氏が指摘して

いる「総地頭」<sup>(8)</sup>が適当ではないかと思つてゐる。当時は秋田郡・小鹿島・斑目郷の橘公業をはじめとして、米沢地方の三庄一郡や寒河江庄に大江広元、会津四郡に三浦義澄、北上川流域の五郡二保に葛西清重、海東五郡庄に千葉忠常などのように、一人に広大な地域の総(惣)地頭を委ねた例が多いからである。

なおこの実政が、大河兼任の乱に際して兼任に殺されたという説も人口に膾炙しているようで、ほとんどの啓蒙書にそう記されているが、これも疑問である。『吾妻鏡』建久元年正月十八日条には、葛西清重よりの飛脚の言として、確かに実政らが兼任と弓矢を交えた結果「被討取」と見えるものの、実政は後に建保二年に大慈寺供養に際して後騎として供奉人の行列に連なっているから、『吾妻鏡』同年七月二十七日条、清重の飛脚の言は、敗戦のことをおおげさに伝えただけのことであつたらしい。

もつともこの敗戦を契機に、津軽平賀郡は実政から北条氏の地頭時代へと移つていったものと推定される<sup>(9)</sup>。当地の得宗領化の契機については、一般に建暦三年の和田合戦での北条義時の勝利や、建保五年の義時の陸奥守就任(『吾妻鏡』同年十二月二十四日条)なども想定されている<sup>(10)</sup>。いずれにしろ確証があるわけではない。

## 二 津軽曾我氏の平賀郡入部

曾我氏が北条氏の地頭代として平賀郡に入部したことが確認できるのは、建保七年、曾我(平)広忠<sup>(11)</sup>の時のことである(北条義時袖判下文・『岩』二)。これが曾我氏が地頭代職を得た最初なのか、それ以前から既に得て

いたのかについては定かでない。ただこの袖判下文には、「任親父某之時刻」といった文言がないので、あるいは広忠がこのとき職を得て初めて入部したのかもしれない。

しかし、『南部家文書』中に伝えられた、正慶以前の作成とも伝えられる曾我系図<sup>(12)</sup>(『岩』三三九)に、広忠の先代と目される時広の名が見え、そこに「曾我掾按」という注記があることから、広忠以前の平賀郡入部を主張する説も根強い。地方史(誌)・啓蒙書の多くは大河兼任の乱直後の建久元年入部説をとっている<sup>(13)</sup>。

これに関係するのが、曾我氏が北条氏の被官となつたのはいつかという問題である。相模国足柄郡曾我郷(荘)を本領とする御家人曾我氏が<sup>(14)</sup>北条氏と被官関係を結ぶことによつて津軽方面への入部が可能となつたものと考えられるからである。

曾我氏と北条氏との関係については、従来、仇討ちで有名な曾我兄弟が、祖父及び父のことがもとで源頼朝を憚らねばならず、「常所参北条殿」だったこと、第五郎は時政を烏帽子親として名乗りの一字を与えられて元服したこと(『吾妻鏡』建久元年九月七日条)、仇討ちの直後、兄弟の義父である曾我太郎祐信が「免除曾我荘乃貢」<sup>(15)</sup>されていること(『吾妻鏡』建久四年六月七日条)、津軽曾我氏が「代々知行」の地として早くから伊豆国安富郷国吉名に所領を有しているが(『岩』三二)<sup>(16)</sup>、その伊豆国は北条氏の出身地であることなどから、時政時代以来のものとして推定されてきた<sup>(17)</sup>。

それに対して岡田氏は、北条氏の庇護を受けていたのは祐成・時致兄弟であつて、当時曾我氏の惣領的立場にあつた祐信ではなかつたこと(もつとも津軽曾我氏の曾我一族における系譜が明確でない)のでこの批判はいささか問題が

ある、曾我莊の乃頁を免除した主体は鎌倉殿頼朝であつて北条時政ではないこと（これに対しても時政の薦めによつて頼朝が行つたものだという反論も成り立つ）、伊豆国内の所領といつてもそれは曾我泰光の祖母の遺領であつて、祖母の実家を含めての代々の知行であるから、曾我氏と北条氏との關係を論ずる材料にはならないことなどから異論を唱えている。<sup>18</sup>岡田氏は、和田合戦において曾我氏が逡巡しながらも最終的に北条氏に与力したことが（吾妻鏡建保元年五月三日条）、両者を結びつける契機となつたと推測するのである。

いずれにしろ断定できるだけの史料を持ち合わせていないわけで、さまざまな契機によつて、次第に曾我氏と北条氏との間に繋がりが形成されたとしか言えないのかもしれない。

### 三 津軽曾我氏系図の復原

津軽曾我氏については、平賀郡を中心として鎌倉時代から南北朝時代にかけての比較的豊富な文書が残されたことと、先にも触れた『南部家文書』中の略系図（以下「曾我系図」と称する）の存在によつて、その姻戚や伝領順をも含めた詳細な系図の復原が可能である。しかし従来の諸研究では人物比定が十分ではなく、さまざまな誤まつた系図が描かれているのが実状である。<sup>19</sup>そこで本章では曾我氏研究の基礎作業の一つとして、あらためて可能なかぎり正確な系図を作成することに努めてみたい。

「曾我系図」初代時広については既に触れた。この人物については文書では確認できない。「曾我系図」では時広の子は「小五郎真光」とされ

る。実名「真光」では文書に現れないが、承久四年の北条義時書下状（岩二）に「曾我五郎次郎」の親父が「曾我小五郎」と見え、貞応二年の北条義時書下状（岩三）では「曾我五郎次郎惟重」の親父が「曾我五郎」と見えるから、年代から見て「小五郎」は広忠（岩一）、「曾我系図」の真光に当たるとは間違いない。

「曾我系図」では「小五郎真光」の子として「太郎兵衛尉助光」と「小二郎雅（惟ノ誤写カ）重」とを挙げている。右記したように文書でも惟重は五郎広忠の「次郎」であつたことが確認できるから、従来の通説では、助光の系統を嫡流とし、惟重の系統を庶流としてきた。また元弘の乱の過程で曾我氏が後醍醐方と北条方とに分裂し、「大光寺合戦」（岩一〇一・一〇三・一〇四）を皮切りとする津軽での合戦が始まつた際、惟重の系統は後醍醐方に付き、助光の系統と推測される曾我氏を大光寺に攻めたと仮定したのであろう（史料からは大光寺に立て籠もつた人の名が直接わかるわけではない）、助光の系統が嫡流として大光寺にあり、惟重の系統が、文書から明確にわかる所領の伝来からして岩楯に本拠を置いたのだとされている。<sup>21</sup>また助光の系統は一切文書を残していないが、それは北条方に付いた（敗戦によつて文書が失われた）からだともいわれている。<sup>22</sup>

それに対して惟重の系統を嫡流とする説もないわけではない。佐藤氏や奥富氏は津軽曾我氏に関する所領の譲与・安堵・伝領などが全て惟重の系統で行われていることから惟重の系統を惣領家とした。<sup>23</sup>また岡田氏は、惟重の系統が伝領した大平賀郷は平賀郡の政治経済の中心地であり、<sup>24</sup>板碑も大平賀郷や岩楯郷には多く現存するのに、大光寺付近にはまったく現存しないこと、惟重の系統が嫡流であるがゆえに北条氏支配

下での惣領制などの矛盾がより多く蓄積されていたと推定されることを根拠に、惟重の系統を嫡流と考えようとしている。<sup>(25)</sup>

これらは現存する史料しか見られない私たちにとつて確かに魅力的な説である。嫡流が「太郎」の系統から庶子家へ変わることは津軽安藤氏の場合にも見られることであるし、北条氏嫡流も「四郎」を通り名としている。ただ奥富説については、現存する史料からの推測でもう一つ説得性に欠けるし、岡田説についても、同様の不安がないわけではない。またそもそも助光の系統が大光寺に拠点を置いたという確証すらないのである。<sup>(26)</sup>今のところ断案は保留しなければなるまい。

さてその大光寺系曾我氏であるが、文書がないためにその所領・系譜を確認する有効な手段を我々は持っていない。しかし若干の手掛かりはある。それは元弘の乱における津軽での一連の合戦に関する史料に、岩楯系曾我氏に抵抗して北条方に与した曾我氏の人々の名前が見えるからである。特に津軽地方での合戦が一段落した際の津軽降人交名注進状（『岩』一四一）の降人（北条方）の中に見える、「曾我郷房光円」「曾我左衛門太郎重経」「子息彦三郎」「曾我太郎兵衛入道々性」「同兵衛太郎」「曾我孫次郎貞光」「同子息与三」といった名前は助光系の曾我氏の系図復原のための有力な手掛かりである。

ただここからわかるのは、道性と兵衛太郎、重経と彦三郎、貞光と与三が親子関係らしいということだけである。この三組の親子相互の間の関係は定かではない。早く吉田氏は道性を「曾我系図」の「太郎兵衛尉助光」の後と位置付け、さらにその子を重経、その子を光貞としたが、<sup>(27)</sup><sup>(28)</sup>その根拠は定かでない。奥富氏も主にこれと「曾我系図」とによつて助

光系曾我氏の系図を復原しているが（後掲第二図参照、「曾我系図」によつた部分についてはやはり確たる根拠があるわけではない）。

話を惟重系曾我氏に戻そう。仁治二年に曾我氏が知行する岩楯村内の「亡夫墓堂（燈油）仏聖田」のことを申請した人物に「岩楯尼」なる女性がいる（北条泰時書下状・『岩』一五、北条泰時袖判盛綱奉書・『岩』一六）。岡田氏はこの女性を、惟重妻たる「伊豆田所女房」（後述）と同一人物と見ている。<sup>(29)</sup>しかしそれは『岩』一五が「亡夫」を「亡父」と誤ったことによつてい

るのではないだろうか。当時惟重が存命だったことは、翌仁治三年の北条泰時袖判盛綱奉書（『岩』一七）の充所が「曾我五郎二郎」<sup>(30)</sup>（惟重）であることから確かである。したがつて岩楯尼は、惟重の父広忠の夫人と見るべきであろう。<sup>(31)</sup>

さて貞応三年の北条泰時袖判盛綱奉書（『岩』六）によつて岩楯村地頭（代職）を安堵された「曾賀次郎」<sup>(32)</sup>は、「次郎」とあるところから見て惟重であろう。よつて、嘉禎三年の北条泰時袖判下文（『岩』八）で夫沙弥西心の嘉禎二年の讓状に任せて一期分として岩楯村地頭代職を安堵された伊豆田所女房なる女性がいるが、西心は惟重で伊豆田所女房はその夫人ということになる。一般には、『岩』八の註で西心が広忠であるとされたのに影響を受けたのか、西心⇨広忠説が流布している。<sup>(33)</sup>しかし岩楯の地頭代職は既にこれ以前に惟重が安堵されているのだから、通説は明らかに誤りである。また石橋氏が述べたように、弘安七年の「平祐行請文案」（『岩』三）に、伊豆国安富郷国吉名内田所免田が曾我泰光の祖母の遺領と見えることから、伊豆田所女房が泰光祖母⇨惟重妻（したがつて西心⇨惟重）であることが確認できる。<sup>(34)</sup>

惟重と伊豆田所女房の子が弥二郎光弘である。嘉禎三年の北条泰時袖判下文(『岩』八)に「弥二郎」と見え、延応元年北条泰時書下状(『岩』一)・仁治三年北条時頼袖判下文(『岩』一九)では「光弘」とある。「曾我系図」・宝治元年北条時頼袖判下文(『岩』二〇)では「光広」と見える。また後の建武元年頃のものと同定される曾我光高目安状(『岩』一四六)では「弥二郎入道光信」とも記されている。

その妻は光弘死後「後家尼」と呼ばれ(『岩』二四)、おそらく一期分として岩楯村の地頭代職を伝領した。石橋氏は、光弘の孫光頼が後に「祖母尼蓮阿」の遺領について上申していることから(『岩』九三)、「後家尼」をその蓮阿に比定しているが、後述するようにこの「祖母」は光頼の母方の祖母であって、光弘の妻ではない。

光弘の子が余(互)一左衛門尉泰光である(『岩』三一・三九・四五・五三・五六)。「曾我系図」では「童名犬二郎」とあるが文書では確認できない。光弘の妻が、前述した蓮阿の女子慈照である(『岩』九三)。慈照は「宮崎文書」中の「石黒系図」(『岩』三三七)に、弥二郎頼綱の「女子・讃岐局・法名慈照」と見え、『南部文書』中の「高麗系図」(『岩』三三八)にも「女子・讃照」・曾我余□□衛門尉妻」と見える女性で、「高麗系図」ではその母を「女子・字土用弥・石黒弥四郎(直日)之妻・蓮阿」とし、その蓮阿の父を高麗二郎左衛門尉景実としている。また景実とは、宝治二年の「かけさね」讓状(『岩』二二)で「むすめとよいや御せん」に所領を讓与した人物である。このようにある程度文書と照合できるので、「石黒系図」や「高麗系図」の該当部分は信用してよいように思う<sup>(39)</sup>。

泰光と慈照の子と目されるのが、太郎光頼である(曾我泰光讓状、『岩』五

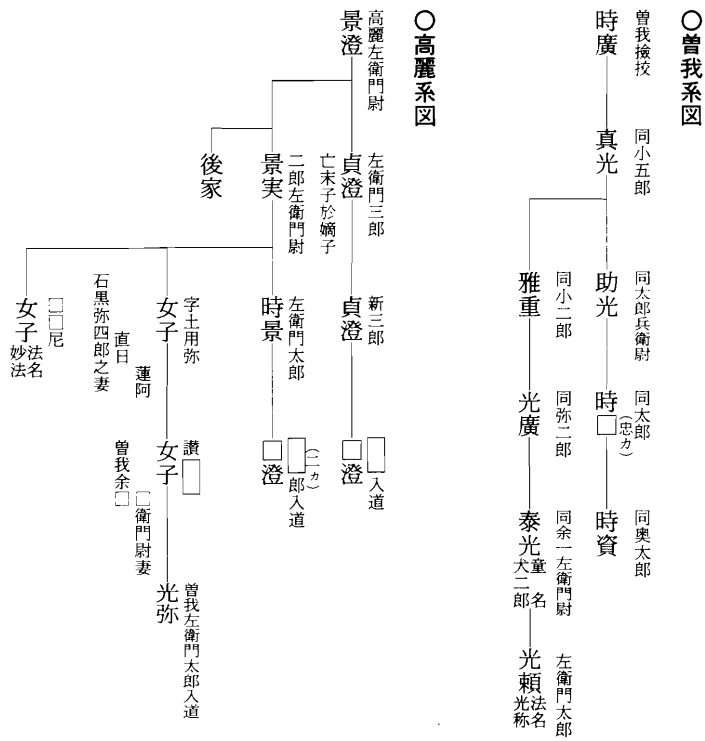
三・五六)。「さへもん(左衛門)太郎」とも号した(『岩』六五・「曾我系図」)。曾我泰光讓状によれば、泰光には他に「いや(弥カ)二郎」「三郎光俊」<sup>(40)</sup>、養子として「二郎八郎」(『岩』五五)らの子がいたことが確認できる。光頼に渡った所領は後に「沙弥光称」より子に譲られているので(『岩』七六・八六等)、「曾我系図」にあるように光称は光頼の法名であろう。

光頼の妻と考えられるのが「ありわう御せん」(『岩』五七五八)である<sup>(41)</sup>。この女性が「太ろうこせん」(『岩』六六)と呼ばれていること、その母、尼「たうしやう」が光頼の子息を孫と呼んでいること(『岩』六五)から確認できる。「たうしやう」は片穂中務丞惟秀(『岩』四〇・四一・五七等)の後家(『岩』五七等)なほ「ありわう」は「ふちわらうち」(『岩』六七)とも称しているが、それが「藤原氏」とすれば平姓片穂氏とはあわない。前述した小川氏のように改姓したのか、あるいは後述する「あへのうちめうあ」(『岩』二八五)の場合ように母方の姓を称した可能性があるのか、なお後考を俟ちたいが、おそらく後者ではなからうか。

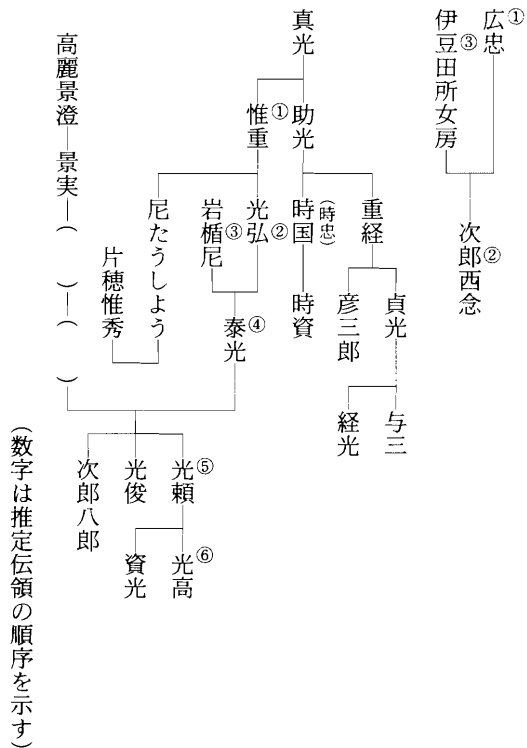
光頼と「ありわう」御前の子が「いぬ太らう(郎)」(『岩』六五・六七)「よいちすけみつ」(『岩』七〇)「余一資光」(『岩』一〇三)である。当初、この資光「一子」だけであったようである(『岩』六七)<sup>(42)</sup>。

しかし資光は鎌倉時代末期の安藤氏の内紛(安藤の乱・津軽大乱)に際して早世し(『岩』八七)に「他界」とある、光頼の資光とは他腹の子と推定される「おとはう(乙房)丸」(『岩』八七・九六等)「太郎光高」(『岩』一〇三等)が跡を継いだ。この光高は建武二年頃、名を貞光と改めた<sup>(46)</sup>。元弘の乱に際して建武方に付いた光高としては、得宗北条高時の一字偏諱であろう「高」の字を嫌ったのかもしれない<sup>(47)</sup>。以後、祖父泰光や兄資光の名乗り

第一図 『南部文書』所収曾我氏関係系図



第二図 奥富敬之氏による系図復原





である「余一」を継ぎ、「余一太郎貞光」（『岩』一五二等）、「余一左衛門尉」（『岩』一八八等）と称した。

この光高と貞光との関係については、吉田東伍氏や太田亮氏らの著名な論考が両者を別人として扱い、貞光を北条方についた大光寺系曾我氏の人物とし、貞光が光高を兼任したと説いたために、かつてはほとんどの論考がそれにそって議論を展開していた。<sup>(30)</sup> こうした誤解を導く一つの原因となっているのが、前述した、大光寺系曾我氏の孫二郎貞光の存在である（『岩』一四二）。<sup>(31)</sup> しかし孫二郎貞光と余一太郎貞光とは区別しなければいけない。また早く『大日本史料』が「光高は去年尚ホ童名（乙房丸）ヲ称セシ程ニテ、未ダ其子アルベキニアラザレバ、本書ノ太郎光貞ハ光高ノ後名ナルニ似タリ」と指摘したように、<sup>(32)</sup> 光高と貞光の行動からすれば、両者は同一人物であることは間違いない。

貞光にはその置文などによって三人の子が確認される。資光と同じ童名を与えられた嫡子「犬太郎」と女子「犬夜叉」「犬熊」である（『岩』二〇七・二一六）。資光には「いぬなりまろ」という遺児もいたが（『岩』八六）。貞光を叔父と呼んでいる、それにもかかわらず貞光の子に犬太郎の名が与えられていることも、貞光と資光とを他腹の兄弟と見る推測を強くさせる。また余一資光の弟かと目される人物に、余二経光がいる（『岩』一一二）。経光は貞光の所領に乱入しているが、あるいは資光・経光とは他腹の貞光系へ嫡流が移っていくことへの不満が、経光をそうした行動へ走らせたのかもしれない。<sup>(33)</sup> この推測が当たっているとすれば、経光は資光が「一子」（『岩』六七）と呼ばれていた以後、光頼と「ありわう」との間に生まれただことになろう。

#### 四 曾我氏の所領とその経営

津軽曾我氏の津軽地方における所領は、文書で確認できるもの全てが津軽平賀郡のうちにある。既に論じ尽くされているように、その所職は得宗領の地頭代職である。

そのうち補任が確認できる最古の所領である岩楯村（郷）<sup>(34)</sup> から見ていこう。建保七年に広忠がその所職を得たことについては、第二章で既述した。貞応三年には執権代替り（義時→泰時）にもなつて惟重が地頭代職を安堵されているから（『岩』六）<sup>(35)</sup>、それ以前に広忠から惟重へと職が譲渡されていたらしい。嘉禎二年讓状で、惟重は妻「伊豆田所女房」に一期分としてこの地頭代職を譲渡し、翌年安堵された（『岩』八、未來領主は子光弘。ただ当地の所当の請文は、二年後の延応元年の段階で光弘が出している）、実際の経営は光弘が代行していたのかもしれない。光弘については安堵の史料が確認できないが、あるいはこの二年の間に光弘に譲渡・安堵されていた可能性もある。また岩楯村の一部には、なお広忠夫人の岩楯尼が、「亡夫墓堂燈油仏聖田」に関する権利を留保している地があつたようである（『岩』一五二六）。文永元年には、（おそらく一期分としての）光弘後家尼への譲渡が安堵されている（『岩』二四）。子の泰光への譲渡・安堵の時期は不明。泰光は嘉元二年の讓状によつて嫡子光頼に譲渡し、翌年、外題安堵を受けている（『岩』五三）。光頼は嘉暦元年、安藤の乱の激戦、西浜合戦（『岩』八七）に出陣するに際して（嫡子資光は先年、安藤の乱の渦中で戦死）、光高に譲渡し（この讓状は現存しない）、無事帰還後の翌年、それを



確認している(『岩』八九)。元弘の乱に際して後醍醐方について奮闘した光高は、元弘四年二月の言上状(『岩』一〇三・一〇四)で、岩楯ほか重代相伝所領の安堵の国宣を申請しているが、すぐにはそれは下らなかつたらしい。これは曾我一族の士気に関わる。同年五月、光頼が「正慶三年」と北朝年号(北条方)の讓状(『岩』一〇九)をしたためて、あらためて光高に讓渡したのは、抗議の意思の現れであろうか。同じ頃光高は、岩楯村内にあった、曾祖父光信(光弘)の女子跡の知行も願い出たりしている(『岩』一四六)。しかし北畠頭家によって安堵されたのが確認できるのは、岩楯村については熊野堂燈油料田(『岩』一四九)だけであることから、他の所領はあるいは安堵されなかつたのではないかという見解も有力である。<sup>(57)</sup> こうしたことが後に光高を足利方に走らせる原因となつたという。しかし勲功の賞として安堵された所領もあるのだから(『岩』一五七)、一概に安堵を否定するのもいささか不安である。もつとも仮に安堵されたとしても、その不手際は歴然としているので、後醍醐方に不満を募らせたことは確かであろう。後に足利方からはきちんと安堵されていることが確認できる(『岩』二一九・二二〇)。

次に平賀郷<sup>(58)</sup>についてまとめてみる。承久四年、惟重が父広忠の時の例に任せての知行を安堵されているので(『岩』二)、岩楯と同じく広忠の時から曾我氏が地頭代として入部していたことがわかるが、具体的に何年のことかは不明である。仁治三年執權代替りに際しても、十月に惟重が安堵されている(『岩』一七)。岩楯のところで見たとように、既に延応元年には岩楯村の知行は惟重妻ないし光弘の手に入っていたわけであるが、平賀郷についてはまだ惟重が知行していた。しかしその安堵の年の四月には

光弘に同郷の新屋淵村・長峯村の地頭代職を譲っており、やはり十月に安堵されている(『岩』一九)。あるいは光弘の実際の知行開始はもっと早かつたかもしれない。その後、平賀郷全体が光弘そして泰光と嫡子による相続がなされたのであろうが、讓渡・安堵の時期は明証がない。泰光は嘉元二年の讓状で、養子の二郎八郎分と三郎光俊の分とを除いて嫡子光頼に讓渡し、翌年外題安堵を受けている(『岩』五三)。ただ次男「いや二郎」は「もとよりふてう(不調)のもの」であるうえ、「泰光にむけてのふるまい、ことさらきくわい(奇怪)なので相続から排除された。養子の「二郎八郎」とは、「いや二郎」に代わる名乗りであつたのかもしれない。嫡子光頼は嘉暦二年に光高に讓渡する(『岩』八九)。元弘四年以降の動きは岩楯村と同じである。建武元年頃にはやはり岩楯村女子跡と同時に大平賀郷の牧士田の返給を申請している(『岩』一四六)。

その他、建武二年、勲功の賞として法師脇郷を得(『岩』一五七)、暦応二年には加土計郷<sup>(61)</sup>を預けられている(『岩』一八八)。また何時の頃からかは不明であるが、貞和三年には柏木郷を知行していることが分る(『岩』二二八)。ただ加土計郷については、年貢についての貞和三年の一連の史料<sup>(62)</sup>。

(『岩』二二八・二二九)中に見えないので、実際の知行を疑う説もある。<sup>(62)</sup> 文和四年の「あへのうちめうあ(安倍氏妙阿カ)讓状(『岩』二八五)によつて、津輕鼻和郡「はくきの村」を譲られた「ゆわたてとの」(『岩』二九五に見える「岩楯殿」か)は、岩楯曾我氏である可能性が指摘されている。その推測が当たっていれば、曾我氏の所領がその頃(あるいは安藤氏との姻戚関係を通じて)鼻和郡にもあつたことになる。

光弘は宝治元年七月、宝治合戦の勲功の賞として陸奥国名取郡土師塚

郷地頭代職を与えられた(『岩』二〇)。しかしこの所領のことは以後見えなくなるので、後にやはり宝治合戦の勲功の賞として与えられたと光高によって主張される、近在の四郎丸郷と同一地とみる説も示唆されている。<sup>65)</sup>

名取郡四郎丸郷のことは、嘉元二年の泰光の讓状に、「四郎丸うち、泰光かちきやうふん」を「一ふんもよけす」嫡子光頼に讓渡した地として初めて見える(『岩』五三)。ここでは相伝の所領の一つとして現れ、宝治合戦勲功の賞のことは触れられていない。嘉暦二年の光頼の光高に対する讓状では、「四郎丸郷おたかせの村」を讓渡している(『岩』八九)。「四郎丸うち、泰光かちきやうふん」と「四郎丸郷おたかせの村」とが同一なのか、あるいは泰光知行分の一部なのかは明確ではないが、後者の立場を取り分割相続を主張する説もある。<sup>66)</sup> 光高が北畠顕家に対して安堵を申請した際には、「四郎丸郷内若四郎名」が宝治合戦勲功の所領随一だと見える(『岩』一〇三・一〇四)。四郎丸郷全体が勲功の賞による給与地だという理解が当時あったという説もあるが、<sup>67)</sup> 確証はない。件の北朝年号正慶三年の光頼の讓状では「四郎丸おたかせの村内若四郎名」を「段歩をのこさず」讓渡すると見える(『岩』一〇九)。惣領制下で、当地は代々庶子への分割を行わない明言が付せられているので、あるいは「四郎丸うち、泰光かちきやうふん」とは、当初から「四郎丸おたかせの村内若四郎名」であった可能性も高いと思う。元亨元年の得宗家公文所に対する結解でも、その対象は若四郎名に限られている(『岩』七二)。

暦応五年、曾我氏本領の相模国曾我郷内の一部が、おそらく南北朝期の争乱を共に戦ったことによるのであろう、宗家の師助から讓与された

ことは既に触れた。<sup>68)</sup>

次に、曾我氏の姻戚から伝領された所領について見てみよう。

惟重夫人伊豆田所女房から伝領したのが、伊豆国安富郷吉名内田所免田である(『岩』三二)。しかしその伝領について弘安七年頃から「支申仁」<sup>69)</sup> があり、相論になつていた。<sup>70)</sup> 正応三年七月、幕府引付頭人は「宮内卿殿局」に対して「可令明申給」と執達しており(『岩』三八)、<sup>71)</sup> 嘉元二年の泰光の讓状でも「くないきやうのとのつほね、あうりやうせらる」と見えるので(『岩』五六)、相論の相手は「宮内卿殿局」であることは確かであるので(『岩』五六)、相論の相手は「宮内卿殿局」であることは確かである。以後史料に現れないことから、曾我氏の実質的支配からは除外されていたと見る説もある。<sup>72)</sup> この「宮内卿殿局」が誰であるかは確認できないが、当時の宮内卿は弘安八年九月までは藤原経業、経業が大藏卿に転じて以後、以後正応三年九月までは高階重経である(公卿補任)。当地については、それが「くハラの御りやう(公方御領)」(『岩』五六)であるがゆえに、わざわざ別紙で讓られた所領であったことも注目されている。入間田氏は幕府引付頭人から問状が出されていることから、ここが一般の地頭職と同じ扱いを受けていることに注目し、將軍給恩の地頭職が得宗領地頭代職と区別されて「公方御領」と呼ばれたことの意味を重大視しているが、その見解の詳細は保留されている。<sup>73)</sup>

光頼夫人「ありわう」御前の実家片穗家からはかなりの所領が曾我氏に伝領された。その多くはいったん全て、片穗惟秀夫人で「ありわう」の母である尼「たうしやう」一期分となつた後に曾我氏に入ったが、近江国栗太郡正菜名内三町・在家の地頭職だけは、正応五年、惟秀から(お

そらく「たうしやう」一期分として一町を留保した上で直接「ありわう」へ譲渡された(『岩』四〇)。この地頭職は正和二年、「ありわう」の子、光頼嫡子資光へ譲渡された(『岩』六七)。しかし元亨二年、資光は安藤の乱鎮庄に出陣するに際して、「おやよりさきたちまいらせ候あいた、(中略)恐れなから」父光頼に譲渡され(『岩』七六)、さらに正中三年、資光の遺児「いぬなりまろ」に譲渡された(『岩』八六。ただし將來「いぬなりまろ」に子がないうることなどが生じた場合には、光高の知行に移ることを条件としている)。この間、三町・在家という地頭職の内容は変っていない。なお前述の伊豆国安富郷国吉名の地頭職の場合と同じく、当地の地頭職についても全て、他の所領(地頭代職とは別に単独で譲状が作成されている)。

この正業名以外の所領は、やはり地頭職である信濃国水内郡小井(居郷を除き、駿河国「かまたのかうししきはんぶん(鎌田郷司職半分)」、陸奥国名取郡平岡郷、平賀郡「なかのまち井のうちぬまたてのむら」、筑前国綱分庄「こほうしまろ」名・「かな丸」別分職など全て、正応五年の惟秀の譲状によって、一期分として「たうしやう」に譲渡された(『岩』四二)。一期の後は「むすめとのなかに御うちにはほうこうをいたすおとこをもして、こころさしならんものにあひはからひゆつるへし」とされたことで著名である。<sup>(15)</sup>しかしここで譲渡された所領のうち、駿河国有度郡鎌田郷の郷司職半分は「そうりやうちきやうのものにつくへきなり」とされ、そのせいか、以後曾我氏関係の史料には現れない。同じく名取郡平岡郷が以後見えなくなるのもそれと関係あるうか。後の「たうしやう」の譲状では、この二つを除くことを言明している(『岩』七〇・七一)。<sup>(16)</sup>

平賀郡「なかのまち井」<sup>(17)</sup> 郷沼楯村の地頭代職(みうちそりやう)『岩』六六

及び筑前国綱分庄「かな丸」の地頭代職については、「たうしやう」が「ありわう」に対して、嘉元三年から正和二年にかけて繰り返し譲状を書いている(『岩』五七・五八・六三・六六)。この間、「たうしやう」がずっと影響力を保っていたわけであるが、その理由としては、「かなまるへちふんしき」を押領したとされる「なかつかさ太ろう(中務太郎)たゝかす」<sup>(18)</sup>(『岩』六三)のように、片穂氏一族の中に「たうしやう」一期分の取り返しを謀るものがいたからであろう。最終的にこの二所は、元応元年十二月二十八日の「たうしやう」の譲状によって資光に譲渡された(『岩』七〇)。この譲状によると、既に「ありわう」知行時代から資光には二所の年貢などの一部が給与されていたようで、また綱分庄のうち「こほうしまろ」名の方は以前に資光に譲渡されていたらしい。今年より綱分庄の両名を一円に知行するよう申し渡されている。もともと既に年末であったので、今年よりという言い方が気になったのか、「たうしやう」は二日後の十二月三十日、綱分庄両名の一円知行については「みやうねん」よりと書き改めた譲状を作成している。<sup>(19)</sup>こうした資光への所領の統合は、あるいはこの頃に母「ありわう」が死去したことがあるのではないかと推測される。「ありわう」は正和二年(『岩』六七)を最後に名を残していない。以後、沼楯村については、資光は件の安藤の乱鎮庄への出陣に際して、やはり父光頼への譲状をしたためているが(『岩』七五)、これまでに沼楯と併記されるのが普通であった綱分庄両名(もともと以前は「かな丸」だけであった)については文書が残っていない。沼楯村については後に正中三年、光頼から光高へ譲渡された(『岩』八七)。しかし光高(貞光)の後醍醐方への忠節にもかかわらず、建武元年、沼楯村は「安保弥五郎入道」

へ安堵されてしまった<sup>(80)</sup>。貞光は当然抗議しているが、それが頭家によって安堵されたのは、建武二年のことである<sup>(岩一五七)</sup>。重代の相伝を主張したにもかかわらず、それが勲功の賞として安堵されたことは、貞光にとって不満であったことであろう。

信濃国水内郡小井郷の地頭職については、やはり単独の「たうしやう」の讓状で、正和二年に資光に讓渡されている<sup>(岩六五)</sup>。資光は安藤の乱鎮庄への出陣に際して、当地についても父光頼に宛てて単独の讓状をしたためている<sup>(岩七四)</sup>。もともと綱分庄兩名と混乱したのか、同年同月同日付の前記の沼楯村に関する讓状にも、小井郷の讓渡が見える<sup>(岩七五)</sup>。結局これが踏襲されて、後に光頼が光高に讓渡するときも、沼楯村と小井郷とがセットになっている<sup>(岩八七)</sup>。あるいは綱分庄兩名の地頭職は既に押領されてしまっていたのだろうか。

曾我氏は姻戚関係を通じて高麗氏からも所領を伝領した。泰光夫人慈照の母蓮阿は高麗景実の女子で、宝治二年に武蔵国高麗郡東平沢の内を景実から讓渡された<sup>(岩二二)</sup>。いつの頃からそれが慈照へと讓渡され、その死後、慈照の子光頼が伝領しようとしたらしいが、正慶二年三月には相論の地になっていたことが知られる<sup>(岩九三)</sup>。

このように姻戚関係を通じて得た所領は、いずれも相論の対象になりやすく、確実に曾我氏に伝領されていたことが分るのは、津軽平賀郡の沼楯村程度である<sup>(83)</sup>。

これらの所領の内部構造やその経営については、史料が比較的豊富にのこる津軽平賀郡を素材として、既に詳細に述べられている<sup>(84)</sup>。ここでは多くを繰り返さないし、あらためて付け加えることも今のところない。

かつては平賀郷を近衛家領とする説が人口に膾炙していたが、それも現在では明確に否定されている<sup>(85)</sup>。

得宗領は得宗家公文所の管轄下にあり、さらに現地の郡政所・検非違所・郷・村地頭代―(又)代官によって管理運営された。平賀郡の場合には、地頭代曾我氏が、郡政所を通さず直接に北条氏に対して所当進納を請負う「別納請所」であったことが明らかにされている<sup>(87)</sup>。

ここで少し問題となるのが、いわゆる津軽曾我氏の津軽における在地性である。津軽曾我氏所領関係の史料の中にも又代官が見られることや(後述)、得宗御内人として鎌倉で日常的に北条氏に近従しなければならぬはずだと考えるからであろうか、一般には曾我氏の津軽在在を否定的にとらえる論調が強いように思われる。その傍証としてよく利用されるのが、先に伊豆国安富郷国吉名の相論のところでも触れた、曾我氏の過書<sup>(岩三九)</sup>の存在である。「曾我与一左衛門尉」が「奥州下向」に際して、上下二〇人と馬五疋とが無事関を通過できるように保証されている。これを関東の本領から必要に応じて津軽に下向する例と見て、もって曾我氏はふだんは津軽にはいないと考えるのである<sup>(89)</sup>。

もっともこの過書については、前述したように訴訟のために鎌倉に行っていたと見る説もある<sup>(90)</sup>。また鎌倉在番の所役を果して津軽へ帰る時の史料と考える説もある<sup>(91)</sup>。これらの解釈の場合は、津軽が本領であった在地で得宗代官を勤めており、時折鎌倉へ出勤することがあるのだという前提に立っていることになる<sup>(92)</sup>。

長期に亙る曾我氏の動向を簡単にいづれかにまとめることは難しいであろうが、史料残存の偶然性という問題を無視して述べれば、曾我氏が

確かに知行していた所領は全てが津軽平賀郡に所在するものであつて、他の全国に散在する所領の維持が、鎌倉時代末期といえ困難であつたことからすれば、曾我氏の中心的拠点は津軽にあつたと見る方がよいような気がする。

しかしもちろん曾我氏も津軽に又代官を置いていたことは確かである。例えば平賀郷に私宅を構え年貢錢等を蓄えていた、曾我氏の所務代官「摩祢牛入道」(岩一二)を挙げることができる。彼は、津軽鼻和郡に摩祢牛郷があることから、元来そこを本領とする領主であつて、高利貸の存在であつたことが指摘されている。<sup>93)</sup>

一方、大平賀郷の給主代として見える「景(京カ)範」(岩六九)については津軽在地の代官かどうかで見解が分れる。例えば石橋氏は在地の代官と見ているが、<sup>94)</sup>大石氏は鎌倉にいた年貢支払いの請負人、商人ではなかつたかとしている。鎌倉には年貢の支払いに応じるための蔵があり、それは所領の経営を請負つた商人が経営するものだというのである。<sup>95)</sup>この問題については見解を保留したい。

その他曾我氏所領については、惣領制の矛盾などをめぐつて論ずべきことはまだ多いが、それらについては後日を期したい。

## 五 所領安堵をめぐる諸問題

本稿で扱っている時代の安堵一般については、笠松宏至氏による優れた概説がある。<sup>96)</sup>それによれば、人と人の関係を基本とする中世の主従制下において、主人または従者の動物的な死によって両者の関係が崩壊す

るのを防ぐものが対人関係の相伝なのであり(相伝の主「相伝の郎従」、それを外形的に表明する手段が安堵なのだという。主人の死によつてもたらされる断絶が「代替り安堵」によつて、従者の死による断絶が「継目安堵」によつて接続されるという。<sup>97)</sup>

こうした二つの安堵の存在について、津軽地方は幸いにも比較的豊富な史料を有しているといえる。まず文書形式について見ておこう。

幕府による御家人の所領安堵のための文書形式としてよく知られているものに、佐藤進一氏が提唱した、嫡庶による安堵状の様式的区分論がある。即ち弘安(嘉元)の頃には、惣領には將軍家政所下文、庶子には関東下知状であつたものが、嘉元元年からは一様に讓状に外題を与えることをもつて安堵の手續きとしたというものである。<sup>98)</sup>

得宗領である津軽の場合には、得宗家の代替り安堵に際しては得宗家公文所奉書の形式がとられ、被官家の継目安堵に際しては得宗の下文または得宗袖判の書下状の形式が取られている。<sup>99)</sup>これは御家人の場合とは異なつて、建保七年(岩二)から弘安十年(岩三六)まで一貫している。もつともその後は、外題安堵に変わったことは御家人の場合と同様で、平賀郡乳井郷に関する『榊原文書』中の建武二年二月の権大僧都頼基言上状(『大日本史料』第六編之二)によれば、「嘉元二年十二月廿四日被成御外題畢」と見え、また嘉元二年五月の泰光讓状(岩五三)には、翌年七月の外題が付されている。

三通ある代替り安堵の奉書および第三章で触れた岩楯村の「亡夫墓堂(燈池 仏聖田)」に関する奉書(岩一六)の右筆は、「左兵衛尉盛綱」(貞応三年)、「左衛門尉盛綱」(仁治三年)、「沙弥盛阿」(仁治三年)である。早く

佐藤進一氏は、盛阿が、文暦元年八月、尾藤景綱に替って北条氏の家令となつた平三郎左衛門尉盛綱の法名であること、長崎氏の系譜上に位置することを推測していた。<sup>(10)</sup> 確かに『吾妻鏡』では元仁元年二月までが「平三郎兵衛尉盛綱」、同年六月以降仁治二年十一月までが「平三郎左衛門尉盛綱」、寛元三年以降「平左衛門入道盛阿」であるから、これは四通の名乘りに合致し、佐藤氏の推測は当たっていると考える。

さて笠松氏は、鎌倉幕府の安堵手続きについて、興味深い指摘をしている。即ち、鎌倉幕府末期の『沙汰末練書』によれば、安堵状が発給される条件として、①申請者が当該所領を当知行しているか否か、②安堵の発給に対して「支申す」、即ち異議の申立人が存在しないかどうか、の二点があり、特に②について、それは安達泰盛主導の弘安徳政下で安堵と理非との二つの理念の分別を明文化したことによって生じた矛盾を解決する一つの方策として生まれた新しいものであることを明らかにしたのである。<sup>(11)</sup>

そこでこの視点に立つてあらためて曾我氏関係の得宗領の場合について見てみると、完全な占有が確保されている所領では本来は安堵は不要で、そこに何等かの「不法」が想定される場合にこそ安堵申請が必要なのだという笠松氏の指摘どおり、<sup>(12)</sup> 曾我氏の場合も、第四章で触れた、占有が不安定な姻戚より伝領した所領において、『沙汰末練書』と類似の安堵方式の存在が指摘できることに気付く。

例えば、曾我光頼が母方の祖母の実家高麗氏より伝領した武蔵国高麗郡東平沢の田地について、正慶二年、公文所は高麗太郎二郎入道に対して「相伝之真偽、可支申之仁有無、以起請詞、可被注進」と命じている

(『岩』九三)。①②について起請詞を載せた請文の提出を求める例は、鎮西探題が安堵発給までの手続きを代行した薩摩の御家人山田忠能の所領の場合とも同じである。<sup>(13)</sup> しかし得宗領の場合には、この方式の適用例が、御家人の場合よりも遡って、早く弘安七年の時点で見出だせることに注目できる。弘安七年といえば安達泰盛主導の弘安徳政が最盛期にさしかかる頃であるが、曾我泰光が祖母より伝領した伊豆国安富郷国吉名内田所免田について、「代々知行無相違候上、泰光当知行仕候事無異儀候、将又支申仁不承及候、本御下文字書進案文候」と見えるのがそれである(『岩』三二)<sup>(14)</sup>。これによれば得宗領においては早くも弘安年間に、『沙汰末練書』の方式が実施されており、それが後に幕府の安堵方式に取り入れられたという可能性もあるように思う。

津軽の得宗領の安堵については、もう一つの大きな問題がある。それは北条泰時死後の安堵者をめぐってである。泰時死去直後の安堵については、津軽平賀郡に関する三通の文書が残されている。そのうち二通は大平賀郷についてのもので、一通は惟重に対する仁治三年十月一日付の盛阿奉書(『岩』一七)、もう一通は、大平賀郷内の新屋淵村・長峯村を惟重から光弘へ譲渡することへの同年十月二十五日付の安堵の下文である(『岩』一九)。また最後の一通は、乳井郷の阿弥陀堂別当職について、小川幸秀らに代替り安堵をした、仁治三年十月一日付の盛阿奉書(『岩』一八)<sup>(15)</sup>である。このうち『岩』一九については、『岩』が「北條時頼下文」としており、袖判によってもそれが確認できるからよいとして、問題は『岩』一七である。『岩』はそれを「北條經時教書」としながら、袖判の傍註では(北条時頼)としているのである。『岩』の文書名は、おそらく先行する

『南部家文書』<sup>(16)</sup>において「北條経時御教書」とされたことの影響であるが、『南部家文書』では袖判の傍註についても（北條経時）となつてゐた。『岩』一八では袖判の傍註は（北條時頼）になつてゐる。『岩』の袖判についての傍註は、その編纂に當つて参考にしたと推測される『大日本史料』によつたものと思われる。こうしたことが議論を混乱させたようである。しかし結論からいえばこれら三通の文書の袖判はいずれも時頼のものであることは間違いない。<sup>(17)</sup>

とすると執権が泰時から経時に替つた仁治三年の時点で、平賀郡の得宗領では得宗・執権である経時（当時一九歳）ではなく、時頼（一六歳）が安堵の主体となつてゐることになる。

同じ頃の他の得宗領ではどうであつたらうか。泰時死後の代替り安堵、あるいは同じ頃の継目安堵をしたのが経時か時頼かを明らかにできる所領としては、肥後国阿蘇社領およびその末社の健軍社領を挙げることができる。<sup>(18)</sup>これらの所領は、時頼以後、得宗から北条氏庶流の手へ移つていつたりもするが、経時の前までは、時政—義時—泰時と嫡流に伝領されてきたものである。そして阿蘇社領では、仁治三年十一月に当地の相論に関する経時袖判右（運）奉書『阿』三三<sup>(19)</sup>が出されており、寛元元年十一月には安堵確認の経時袖判下文（阿）三五<sup>(20)</sup>が出されるなど、経時の所領たることが確認され、また健軍社領でも、寛元元年五月に安堵に関する経時袖判書下状（阿）三四<sup>(21)</sup>があることから、やはり経時の所領たることが確認される。<sup>(22)</sup>

こうしたことから考えれば、あるいは泰時死後、得宗領は経時と時頼とに東西で二分され、<sup>(23)</sup>経時死後、その多くがふたたび時頼の下に統合さ

れたのではないかという推定が可能ないように思われる。

鎌倉時代にあつては、執権が死ぬたびに北条氏の同族争いが起つたことが指摘されている。<sup>(24)</sup>泰時死後の混乱の中で、時頼にも何らかの野心があつたことは想像に難くない。時頼系が得宗として定着した頃の成立であるから、多少割り引かなくてはならないが、『吾妻鏡』には泰時最晩年の話として、若宮大路下馬橋付近で起きた三浦一族と小山一党との喧嘩に際して、経時は三浦方を応援したが時頼は中立を守り、泰時は経時の軽率を叱り時頼を誉めたという逸話が載せられてゐる。<sup>(25)</sup>結局、執権は経時になつたが、時頼の頃までは執権職と北条氏家督の地位が一体不可分のものとして争奪の対象となつたといわれており、<sup>(26)</sup>時頼としてはとりあえず得宗領の半分を入手した上で、時期を待つたのではなからうか。阿蘇社領安堵に関する経時袖判の奉書の右筆が、「右（運）」であつたのに対し、平賀郡の得宗領安堵に関する時頼袖判の奉書の右筆は、前述した通り平（長崎）盛阿（盛綱）であつて、これは泰光以来の家令であつたことにも注目できる。経時の死やその後の政務処理をめぐつても、当時様々な風説が取り沙汰されており、<sup>(27)</sup>こうした想定もあながち無理ではないように思う。逆に経時にとつては、時頼は危険な人物に思えたのかもしれない。経時執権時代にはついに連署は置かれず、この間の將軍家政所別当は多数の人間からなつていたにもかかわらず、当然そこに時頼の名も見出せないのは、このことと関係あろうか。『鎌倉遺文』を通覧するかぎりでは、時頼署判の関東御教書の最初は、彼が執権になつた寛元四年の十月のものである（六七五四号文書）。

なお津軽平賀郡では、もう一通、得宗の袖判ではない継目安堵の書下

状がある。それは文永元年五月の岩楯村地頭代職に関するもので、『岩二四』、ここでは北条政村の袖判が付されている。文永元年五月というとき、長時執権、政村連署の最後の時期で、七月には政村が執権に転じ弱冠一三歳の時宗が連署となり、八月には長時が没することになる。

やはり『鎌倉遺文』によって、長時—政村時代の政所下文・関東下知状・関東御教書を通覧してみると、もちろん大半は両者の署判があるのわけであるが、長時一人署判の御教書などが一点も無いのに対し、政村のみの署判しかない(長時の署名欄すらない)御教書が数点存在する(八七五・八七五六号文書等)。年長者である政村の重みを感じられるが、津軽の得宗領についても、時頼死後、時宗幼少の間は政村が補佐することになっていたであろう。

### おわりに

以上、これまで文書の読解・内容整理が十分でなく、研究史がきちんと踏まえられてこなかったという反省から、いわゆる津軽曾我氏に関する基礎的な事項について、史料にできるだけ忠実に、そして可能なかぎり考え直してみた。そのためにかえっていささか煩雑になってしまったことを、読者諸賢には御海容いただければ幸いである。それにしても、従来の研究に与えた『岩手県中世文書』の影響は、いろんな意味であまりに大きすぎることを実感した。津軽中世史研究のより一層の進展のためにも、近い将来、『岩手県中世文書』を乗り越える適切な史料集が刊行されることを期待してやまない。本稿がそのための捨石になることが出

来れば、それは筆者にとって望外の喜びとするところである。

### 註

- (1) 岡田清一「元弘・建武期の津軽大乱と曾我氏」(羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)。
- (2) 加藤鐵三郎「津軽に於ける曾我氏」(陸奥史談二二、一九四〇年)一八頁。斉藤利男「中世津軽の都市世界」(北奥文化六、一九八五年)、同「境界都市平泉と北奥世界」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年)。斉藤氏は大鱈・宿川原付近が津軽平賀郡の中心地域で、「平賀郡政所」「平賀郡検非違所」もそこに置かれ、奥大道上の最北の都市であると主張している。ただ大鱈付近を交通の要衝から政治経済の中心にまで発展させて考えてよいのか、なお検討の余地がある。平賀郡の場合、あるいは政治的にはもう少し北の岩館のあたりを重視しなければならないかもしれない。
- (3) 『吾妻鏡』建久元年正月六日条によれば、大河兼任の乱に際して既に入部していることが知られる。
- (4) 例えば宮崎道生『青森県の歴史』(山川出版社、一九七〇年)六二頁、荒井清明『新書青森県史』1(北方新社、一九七六年)八一〜八二頁。
- (5) 註(4)に同じ。
- (6) 戦前の通史では、実政の地位には触れていない。例えば、青森縣教育會編纂『青森縣地誌』(青森縣教育會、一九二〇年)一〇五頁、西田源藏『青森縣誌』(成田書店、一九二六年)一三九頁(実政が平賀



郡にいたことを最初に推測したのか、竹内連平『青森縣通史』（東奥日報社、一九四一年）二六頁など参照。「津軽奉行」という名は早いものでは古川英雄編『大光寺史』（大光寺町史刊行会、一九五七年）二頁に見え、その後、佐藤和夫「中世津軽成立過程について―曾我氏を中心とする」（弘前大学国史研究三二、一九六二年）一八頁では文治五年任命説が主張されているが、その根拠は示されていない。

(7) 最近のものとしては、『平賀町誌』上（平賀町、一九八五年）一七四頁、長谷川成一「総説」（『角川日本地名大辞典』青森県）角川書店、一九八五年）二八頁、長内禎孝『大鰐町史』（津軽書房、一九八六年）三〇頁、近藤安太郎『系図研究の基礎知識』一（近藤出版社、一九八九年）七七一頁、などがある。

(8) 遠藤巖「北羽群雄の盛衰―中世」（『秋田県の歴史と風土』創土社、一九八四年）七四―七五頁。なお陸奥新報社編『つがるの夜明け』（陸奥新報社、一九五九年）九四―九五頁では、実政を「地頭」としていた。

(9) 豊田武「北条氏所領の形成」（日本文化研究所研究報告別巻七、一九七〇年、後に一部改稿・改題の上、豊田武著作集八『日本の封建制』吉川弘文館、一九八三年、所収。本稿での引用は後者）五〇―九頁。奥富敬之「鎌倉北條氏の基礎的研究」（吉川弘文館、一九八〇年）五二頁、同「鎌倉北条氏所領増減過程の考察―時政の時代を中心として」（竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』東京堂出版、一九八四年）二四八頁もそれを支持している。また奥富敬之「鎌倉前期における北条氏所領増減過程の研究―泰時・経時

の代を中心として」（安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九年）一六〇頁では、建久元年三月拝領としている。三月とする根拠は示されていないが、二月の兼任の乱後ということなのか、あるいは三月の伊沢家景の陸奥国留守職就任と関係付けているのであろう。ただしそれらでは北条義時が地頭職を得たとされているが、あるいは時政か。延応元年の「僧長秀遺領配分状」によれば、平賀郡乳井郷の極楽寺阿弥陀堂は、時政の御孝養のためと見え（『岩手県中世文書』上巻へ復刻版、国書刊行会、一九八三年）一二号文書。以下「岩」一二の如く略す。ただしこれは文書の検索の便のためで、本稿での文書利用に当たっては、あらためて東京大学史料編纂所架蔵の影写本へ「南部文書」「新渡戸文書」「斎藤文書」・写真帖へ「南部文書」により校合した。また文書名や仮名文書における漢字の宛て方が「岩手県中世文書」とは異なっていることがある、当地と時政との関係を推測させる。なお「南部文書」と「斎藤文書」の関係について、森嘉兵衛「総説」（『岩手県中世文書』上巻所収）の影響を受けた論考をしばしばみかけるが（例えば入間田宣夫「北条氏所領の内部構造」へ日本文化研究所研究報告別巻七、一九七〇年）四四頁註（1）、外山至生「鎌倉期津軽の在地支配と開発」（『北奥文化』九、一九八八年）一四頁、これについては既に鈴木茂男「文書がはがされた話」（『古文書研究』六、一九七三年）で説明されているように、実は影写の時期が異なるだけの同一の文書であって、現在は「斎藤文書」のほとんどが南部家に収まっている。

(10) 折登岩次郎「前期封建社會」(『西津軽郡史』一九五四年。一九七五年、名著出版より復刻) 一四二頁、岡田註(1) 前掲論文二六頁。なお奥富敬之「陸奥國得宗領の研究 続」(『白学園女子短期大学研究紀要七、一九七一年』) は、同註(9) 前掲書とは異なり、四四頁で建保元年説、五二頁では建保五年説を取っている。

(11) 原文は「平広忠」。広忠については他に史料がないが、ここで安堵された岩楯村(郷)が以後曾我氏に伝領されていること(岡田註(1) 前掲論文三四頁)、仁治三年の北条時頼袖判下文(『岩』一九)でも曾我光弘を「平光弘」としている例があること(佐藤註(6) 前掲論文二二頁) などから、広忠も曾我氏である。

(12) 森ノブ「地頭代官の崩壊過程―曾我氏一族を中心として」(『岩手史学研究五一、一九六八年』) 五一頁。系図が曾我光頼(光称) の代で終わっていることによるか。

(13) 早く吉田東伍『大日本地名辭書』(富山房、一九〇〇) 一九〇七年、本稿での引用は一九七〇年刊行の増補版七・奥羽による) 一〇六〇頁(岩館の項) が「元祖時広の地頭入部は、蓋、文治六(建久元年) 年、大河兼任の乱後ならん」と推測したのを受けて、以後、西田註(6) 前掲書一四〇頁、太田亮『姓氏家系大辭典』二(姓氏家系大辭典刊行会、一九三四年、後に角川書店より復刊、一九六三年、本稿での引用は後者) 三二〇二頁(曾我11項)、『大光寺史』(註(6) 前掲書) 三頁、尾崎竹四郎『新釈青森縣史』前(東奥日報社、一九五九年) 九五頁、佐藤註(6) 前掲論文一八頁、宮崎註(4) 前掲書六二頁、荒井註(4) 前掲書八二頁、成田末五郎編『板柳町誌』

(板柳町、一九七七年) 年表七頁、齋藤讓『平賀町史跡文化財めぐり』(同書刊行委員会、一九七九年) 一九七頁(ただし四三頁では建保七年説を取る)、同『続平賀町史跡文化財めぐり』(同書刊行委員会、一九八八年) 二五六頁、『平賀町誌』上(註(7) 前掲書 七頁・一七八頁、などは全て建久元年入部を主張ないし推測する。なお「曾我檢校(檢校)」について「寺社事務の総管職」などと説明するものもあつたが(宮崎註(4) 前掲書六二頁、齋藤前掲『平賀町史跡文化財めぐり』四二頁)、もちろんここでは荘官の異称である(尾崎前掲書九五頁、佐藤註(6) 前掲論文三〇頁、『平賀町誌』上(註(7) 前掲書) 一七八頁)。

(14) 太田註(13) 前掲書、曾我4・8項。後に暦応五年、曾我氏宗家と思われる師助は、津軽曾我氏の貞光を猶子として、重代相伝の本領曾我郷の内の田島三反を譲っている(『岩』一九三・一九三)。

(15) 御家人と御内人との関係については、佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(敵傍書房、一九四三年) 第三章第一節附説二「御内と外様」参照。

(16) 『岩』三二の註で「伊豆の地頭であつた曾我」と記されたせいであろうか、齋藤註(13) 前掲『平賀町史跡文化財めぐり』では、曾我氏が伊豆の本領から赴任してきたと述べられている。

(17) 奥富敬之「得宗被官関係の一考察―曾我氏の場合」(『民衆史研究創刊号、一九六二年、後に改題・改稿して中世民衆史研究会編『中世の政治的社會と民衆像』三一書房、一九七六年、所収。本稿での引用は、特に断らないかぎり後者) 第一章。また外山註(9) 前掲論

文一九頁でも、同様のことが述べられている。

(18) 岡田註(1) 前掲論文第二章。

(19) 同一書中で別な系図が載せられていることすらある。例えば『平賀町誌』上(註(7) 前掲書) 七頁及び一七九頁。

(20) 石橋勝三『北奥の古代中世』(伊吉書院、一九八七年)も、根拠は明示していないが同様の推測をしている(一九〇頁)。「岩」一の註が、広忠を「曾我小次郎」とするのは誤りである。奥富註(17) 前掲論文は、この誤った註によって、広忠と惟重との親子関係を看過してしまっている(一九一・一九五頁)。また『平賀町誌』上(註(7) 前掲書) 一七九頁の系図で、広忠を「五郎貞光」とするのは誤り。おそらく同書五頁でも引用している戸澤武「堀越城物語」(陸奥史談 四六、一九七九年)の、真光を貞光とする誤植の影響であろう(同書五頁では貞の字にはきちんとママとふられているのだが)。なおこの系図で「地頭」とあるのは全て「地頭代」の誤りである。

(21) これは吉田註(13) 前掲書(岩館の項) 以来の説で、ほとんどの論考がそれに倣っている。折登註(10) 前掲論文は、時広・助光が大光寺を占拠したとし(一四二頁、一六七頁)、『平賀町誌』上(註(7) 前掲書) は、助光の時に新領地として大光寺を得たとしているが、確たる根拠があるわけではない。

(22) 宮崎註(4) 前掲書六三頁、荒井註(4) 前掲書八四頁。

(23) 佐藤註(6) 前掲論文四〇頁、奥富敬之「鎌倉北条氏の族的性格」(森克己博士古稀記念会編『史学論集・対外関係と政治文化』二、吉川弘文館、一九七四年) 二〇一頁。奥富氏は早く註(17) 前掲民

衆史研究所取論文四六頁において、惟重の系統を嫡流と呼んでいた。

(24) 齊藤註(2) 前掲論文によっている。それに対する私の若干の疑問は註(2) に述べた。

(25) 岡田註(1) 前掲論文四九頁。

(26) 佐藤註(6) 前掲論文三二頁では、「大光寺曾我と称する系図」の存在が述べられているが、「曾我系図」にはそのような注記はない。

(27) 吉田氏はこの道性が、弘前市長勝寺に現存する、いわゆる「嘉元鐘」中の「沙弥道性」と同一人物であることを初めて指摘している。加藤註(2) 前掲論文は、道性をおそらく「太郎兵衛尉」という肩書から直ちに助光に比定し(一九頁)、佐藤註(6) 前掲論文(三二頁)、奥富註(23) 前掲論文も同様の推定をしているが(二〇一頁)、道性を惟重と同世代に持つていくのは無理である。件の降人交名に道性の子も「兵衛太郎」と呼ばれている通り、この系統には「兵衛」を通称とする人々がいたようである。

(28) 吉田註(13) 前掲書、大光寺の項(一〇六二頁)。太田註(13) 前掲書、曾我13項もそれに倣っている。

(29) 岡田註(1) 前掲論文三四〜三五頁。入間田註(9) 前掲論文四七頁、荒井註(4) 前掲書八三頁、戸澤註(20) 前掲論文四三頁なども同じ。

(30) これは「鎌倉遺文」五七八一号文書に当たるが、そこでも「亡父」となっている。

(31) 外山註(9) 前掲論文でも、岩楯尼を広忠後家と推定し、亡夫墓堂の開発について触れている(二二頁)。

(32) 次郎を広忠とする説も根強いが(註(20)参照、早く『青森縣史』一

(青森県、一九二六年)二四頁・太田註(13)前掲書(曾我12項)

などでは、正しく惟重と比定していた。しかし『岩』六の註で、「次郎」だけを根拠に「曾我次郎は広忠の子と推定される。とすれば曾我次郎は小川次郎西念(曾我)」と推定される」としたために、奥富氏は津軽平賀郡乳井郷に勢力をばった小川氏(当初平姓であったが、『岩』

二・二二・二三、嘉元鐘によるとその頃には藤原姓に交っていた可能性がある)を曾我氏としてしまった。第二図で、広忠と伊豆田所女房の子を次郎西念

(『岩』二・二二・二三)と誤ったのはこれによる。また奥富氏は「陸奥国得

宗領の研究」(目白女子短期大学研究紀要六、一九七〇年)四一頁・

註(10)前掲論文五〇頁でもそれを再論している。長谷川註(7)

前掲論文で、津軽平賀郡乳井郷を曾我氏の一族が伝領したと誤った

のも(二八頁)、おそらくこの論文によったからであろう。なお宮崎

註(4)前掲書六三頁、荒井註(4)前掲書八四頁で、惟重が岩楯

村に所職を持つていなかったとするのは、曾我次郎の比定を誤った

(広忠とする)ことによる誤解であることはいままでもない(もつとも荒

井氏は八六頁では惟重が岩楯村の地頭代職を相続したようにも記している。最近では

外山註(9)前掲論文二六頁がやはり次郎に広忠説を採っている)。この説を全面的に採用してしまつた戸澤註(20)前掲論文は、惟重の子を大光寺

系の助光と岩楯系の光弘とに分けるといふ特異な説を唱え、従来岩

楯系の祖を惟重としてきたことの誤りを特記している(四三〜四四

頁)。なお(五郎)次郎惟重は「曾我系図」では「小二郎」とある

が、文保元年の「大平賀郷年貢結解注進状」(『岩』六九)に「長峯村曾

我小二郎跡」と見える小二郎は、やはり惟重と考えられる。

(33) 宮崎註(4)前掲書六四頁、荒井(4)前掲書八三頁、戸澤註(20)

前掲論文四三頁、『平賀町誌』上(註(7)前掲書)八頁(ただし同書一七九頁では西心を惟重としている。もつともそこで惟重死後その妻が地頭代職を得たとするのは、前述したごとく当時惟重は存命であるから誤り)、斎藤『続平賀町史跡文化財めぐり』(註(13)前掲書)九五頁(岩楯の地頭代職について「さきに広忠の次子惟重を任じていながら、惟重の母に地頭代職を命じたこの文書はとも納得し難い」と言わざるを得なくなつてしまつている)、外山註(9)前掲論文二二頁、近藤註(7)前掲

書七七二頁、岡田註(1)前掲論文三四頁。

(34) 石橋註(20)前掲書一九三頁。早く折登註(10)前掲論文一六八

頁でも、根拠は示されていないが西心に惟重が説かれている。

(35) その他「弥二郎入道」(『岩』二三)、「弥次郎入道」(『岩』二二)、「大次郎」(『岩』二四)とも記されている。この「二(次)郎」を次男と解する説があるが(戸澤註(20)前掲論文四三頁)、これは嫡子として父

の名乗りを受け継いだものであろう。また『板柳町誌』(註(13)前

掲書)年表一〇頁で右記の「大次郎」を惟重とするのは誤り。また

逆に折登註(10)前掲論文一四八頁が、前掲『岩』六の「次郎」を

光弘とするのも誤り。「大次郎」はあるいは孫の「弥二郎」(『岩』五

三、後述)と区別するための名乗りかもしれない。『岩』八の註は、弥

二郎光弘とその孫の弥二郎とを混同しているが、奥富註(17)前掲

論文はそれに基づいて誤った議論を展開している(二〇二頁註

(4))。

(36) 石橋註(20) 前掲書一八九頁に引用されているこの文書には誤りが多い。「弘光」↓「光弘」、「廿六日」↓「廿五日」、日下の「大江清光(花押)」↓原文書にナシ(文永五年大江光清讓状(『岩』二六)の混入か)。

(37) この「後家尼」を前出の「岩楯尼」に推定する説(奥富註(17) 前掲論文一九五頁)があるが誤り。

(38) 石橋註(20) 前掲書一九二〜一九三頁。

(39) 曾我氏と高麗氏との関係については、奥富註(17) 前掲論文一九三〜一九五頁、石橋註(20) 前掲書一九二〜一九三頁、岡田註(1) 前掲論文四一〜四二頁などで論じられている。本稿は基本的に岡田

氏の論考と結論が一致するが、一部「高麗系図」(『岩』三三八)の読みを正した。また奥富氏が「とよいや御せん」を高麗景実の孫女で曾我氏に嫁した者とするのは、本文に述べたことから明らかなように誤解である。また石橋氏が「高麗系図」中の「宇土用弥」と読むのも誤り。なお系図の「讚岐局慈照」が正しいとすれば、徳治二年五月の「円覚寺毎月四日大齋番文」(『神奈川県史』資料編2(『神奈川県、一九七三年』一五八七号文書)に見える得宗被官「讚岐局」と同一人物であろうか。

(40) 後に「弥三郎」とも見える(『岩』一七二・二二六)。

(41) 「ありわう女」(『岩』六三)とも。「ありわう」は一般に「有王」の字が宛てられている。妥当かとは思いますが文書から確認できるわけではない。なお岡田註(1) 前掲論文四〇頁では、「ありわう」が泰光に嫁したとされ、同四一頁では光頼に嫁したとあるが、前者は単

なる誤植であろう。

(42) 文書中には「かたほ」と見える。この「かたほ」氏については「加藤」氏(佐藤註(6) 前掲論文二三頁、宮崎註(4) 前掲書六五頁、荒井註(4) 前掲書八六頁)とか、「片尾」氏(石橋註(20) 前掲書三七二頁。おそらく「岩」が「かたを」と誤読したことによる)とかされているが、石井進氏が指摘したように(鎌倉時代の常陸国における北条氏所領の研究(『茨城県史研究』一五、一九六九年)一一頁)、常陸国筑波郡片穂郷(後の方穂庄)出身の得宗家御内人片穂氏と考えられる。

(43) 『岩』六七では「いね(犬)二郎一したるあいた」となっているため、光頼と「ありわう」との間に、犬太郎資光の他にもう一人子がいることになってしまい、それが一子であることを訝がる説もある(岡田註(1) 前掲論文四一頁)、これは「岩」六七の誤読であって正しくは「いぬ太郎一し」である。なお「平賀町誌」上(註(7) 前掲書 七頁もこの誤読によって系図を作成している。なお外山註(9) 前掲論文二〇頁では資光を「助光」としているが、いわゆる大光寺系曾我氏の助光と混同したものか。また佐藤註(6) 前掲論文二三頁では、有王御前の孫を資光とし、有王の子犬太郎を後述する資光の子「いぬなりまろ」と混同している。

(44) 拙稿「津軽安藤氏の虚像と実像―安藤氏研究の現状と課題」(弘前大学教育研究学内特別経費報告書『津軽十三湖の人文・自然科学的総合研究』一九八八年、後に佐々木孝二編『総合研究・津軽十三湖』北方新社、一九八八年、に再録)第四章参照。

(45) 戸澤註(20)前掲論文四四頁。戸澤氏は根拠を示していないが、先に資光が「ありわう」との間の一子であったこと、嘉暦二年「曾我光称讓状」(『岩』八九)で、「をとほう丸」のことをあらためて一子と呼んでいることから、あるいは他腹の弟であった可能性がある。ただ乙房丸には後に妹「くる御前」が生まれたようである(『岩』一〇九)。なお岡田註(1)前掲論文四一頁で、光高を光頼の孫とするのは誤り。

(46) 光高と見える最後の文書は、建武元年と推定される曾我光高目安状(『岩』一四六)で、建武二年正月の言上状(『岩』一四九)には「光貞」、同年三月以降は「貞光」(『岩』一五二等)と見える。光貞と見えるのはその一通だけなので、『大日本史料』では「光貞ハ貞光ノ顛倒ナランカ、姑ク疑ヲ書シテ考ニ備フ」(第六編之二、東京帝国大学、一九〇一年、二五七頁)としている。加藤鐵三郎「津輕に於ける曾我氏」(陸奥史談二三、一九四一年)六頁で、光貞と貞光を別人として議論しているが、それは誤りである。

(47) 津輕安藤氏について、同様のことが推定されている。安藤高季が師季(高師直の一字拜領)と改めたものがそれである(遠藤巖「安藤・秋田氏」『日本の名族』一・東北編I、新人物往来社、一九八九年)九二頁。

(48) 貞光は当初右衛門尉であったが、暦応三年、左に転じた(『岩』一八一)。

(49) 吉田註(13)前掲書一〇六一頁(岩樞の項)、太田註(13)前掲書三二〇一〜二頁(曾我13項)。

(50) 例えば『青森縣地誌』(註(六)前掲書)一〇八頁、西田註(6)前掲書一四三〜一四四頁(ただし若干の疑問を述べている)、加藤註(2)前掲論文一九頁、今田清藏『南津輕郡町村誌』(東北通新社、一九四二年、後に一九七七年、歴史図書社より復刊)七二〜七三頁(やはり若干の疑問を述べている)、『大光寺史』(註(6)前掲書)四頁等。

(51) 小井田幸哉『八戸根城と南部家文書』(八戸市、一九八六年、後に国書刊行会より増補・復刻、一九八九年。本稿での引用は後者)は、孫二郎貞光と余一太郎貞光とを同一人物ではないかと推測している(一〇〇頁)。また「孫二郎貞光」は、暦応二年曾我貞光言上状(『岩』一七〇)に見える「孫次郎師助」の誤りではないかとする説があるが(加藤註(12)前掲論文一九頁、沼館愛三『津輕諸城の研究(草稿)』『青森県文化財保護協会、一九七七年』八二頁)、師助は曾我宗家の人間であり、大光寺樞に立て籠もるはずがない。

(52) 註(46)前掲の『大日本史料』に同じ。佐藤註(6)前掲論文四〇頁(ただし三二頁では吉田東伍説の影響を受けている)、戸澤註(20)前掲論文四五頁、石橋註(20)前掲書三七二頁、などで同様の議論が繰り返されている。なお折登註(10)前掲論文一六一・一六九頁、沼館註(51)前掲書八三・一一三頁、『平賀町誌』上(註(7)前掲書)一七九頁、などでは両説が混乱して矛盾した議論が展開されている。

(53) 経光をいわゆる大光寺系曾我氏と見る説もあるが(岡田註(1)前掲論文三一頁)、余二という名乗りや「光」を実名中に含むことから、いわゆる岩樞系曾我氏の中の人物である可能性の方が高いと思う。

(54) 岩楯の曾我氏関係の文書中では「岩楯村」と表記されることが多い。しかし同じ所領が「いわてのかう」(『岩』五三)・「岩楯郷」(『岩』一四九)と表記されることもあるから、おそらく岩楯村というのは岩楯郷の中心部にして、面積的にもその大半を占めていたものと推測される。後述するように平賀郷にも大平賀村が存在した可能性がある。

(55) 原文書では「岩楯村地頭職」であるが、周知のごとくその前後の関連史料から見て、「岩楯村地頭代職」の誤りである。なお執権代替り安堵については次章で詳述する。

(56) 『宮城県の地名』(日本歴史地名大系4、平凡社、一九八七年)三二五頁。

(57) 宮崎註(4)前掲書九七頁、荒井註(4)前掲書一三五頁、岡田註(1)前掲論文三八頁。

(58) 表記については「平賀郷」(『岩』二)、「平賀本郷」(『岩』三)、「大平賀郷」(『岩』一九)などがある。また「大平賀村」(『岩』一〇)とは、その中心地かとも思われるが、この表記は、「平賀本郷内(中略)村々」(『岩』三)、「大平賀村々」(『岩』一七)といった表記、及びそれらの文書の内容と併せて考えると、先の「大平賀村」も村名としての固有名詞ではなく、同様の平賀郷内の村々の総称としての用法の可能性がある。ただ『岩』一一二の「大平賀村」については見解を保留したい。奥富註(32)・(10)前掲論文は、陸奥国得宗領について、一般的な考察を行っているが、この平賀郷・大平賀村・大平賀郷を全て別々に考察し(註(32)前掲論文四二頁)、別々に表(註(10)前

掲論文四五頁。ただしこの表は見出しと内容が一行ずつズレている)にする必要はないだろう。この論文についてなお若干の疑問を述べると、平賀郡乳井郷の福王寺・極楽寺・毘沙門堂・阿弥陀堂をやはり別々に考察しているが、毘沙門堂は福王寺に、阿弥陀堂は極楽寺に併せて考えるべきであろう。これらは当初小川氏に伝領されたが、後に極楽寺は分れて千田氏に伝領されたようである。また糠部郡池という所領の存在を示しているが、これは『岩』八五の「いけ」(已下)を「池」と解したことによる誤り。また西浜を糠部郡とするが(豊田武『苗字の歴史』へ中央公論社、一九七一年、後に豊田武著作集六『中世の武士団』吉川弘文館、一九八二年、所収。本稿での引用は後者)四五三頁も同様)、これはおそらく『岩』一六五の「同西浜」の「同」をその前の「糠部郡」と解したことによる誤りで、西浜は現在の西津軽郡・北津軽郡一帯であって糠部郡ではない。西浜・外浜は、当時未だ郡には編成されていない。なお長谷川註(7)前掲論文が津軽平賀郡大平賀村を平賀郷とは別に扱ったのも奥富論文の影響であろうが(二八頁)、そこで大平賀村の地頭代を「平盛阿」としたのは、奥富註(32)前掲論文四二頁の誤読によるものである。

(59) 津軽地方では、このような執権交替直前直後の譲状が目につく。『岩』二六(時宗)、『岩』三二(貞時)等。なお森註(12)前掲論文は、曾我氏関係の文書中に譲状が多いことを特徴として挙げている(五一頁)。

(60) 岡田註(1)前掲論文では、『岩』一七・一九によって大平賀郷と

新屋淵村と長峯村とが全て光弘に譲渡されたように解釈しているが(三五頁)、新屋淵村(現平賀町新屋)と長峯村(現大罾町長峯)とはいずれも平賀郷の内であり、自身後に疑問を感じているように(三六頁)、大平賀郷の内、新屋淵村と長峯村とを分割譲与したものと解すべきである。

(61) 加土計郷の比定地について、奥富註(17)前掲論文は吉田註(13)前掲書にしたがって平賀町唐竹としているが(二九六頁)、『角川日本地名大辞典』(註(7)前掲書)二六一頁などが示すように、弘前市門外びんがわに比定すべきであろう。

(62) 岡田註(1)前掲論文三八頁。

(63) 鼻和郡には津軽安藤氏の所領があり(『岩』八五等)、この安倍氏は、安藤氏一族かもしれない。確実ではないが「妙阿」という名も時衆の徒安藤氏にふさわしい。

(64) 『角川日本地名大辞典』(註(7)前掲書)七六五頁等。

(65) (66) (67) 岡田註(1)前掲論文三六頁。

(68) 註(14)。

(69) この『岩』三一(弘安七年平祐行請文)について、石橋註(20)前掲書では、安富郷の田所が曾我氏の一族の祐行の請所となった史料としているが(一九二頁)、誤り。当地が得宗領ならば、祐行は得宗家公文所の執事あたりであろうが、後述することく、一般の地頭職であるという推定が正しいとすると幕府奉行人あたりか。なお本文書についての石橋氏の引用のうち、冒頭の「平祐行請文 写」は不要。また「本御下文事、書進案文候」は「本御下文事書、進案文候」で

あろう。

(70) 入間田註(9)前掲論文四七頁。なお入間田氏は正応の頃から押領が生じたように記しているが、本文に記したようにそれは弘安七年頃まで遡る。

(71) 岡田氏は『岩』三九の奥州下向のための過書(欠年)を取り上げて、これが『岩』三八の宮内卿殿局への問状の三月後であることから、泰光はこの訴訟のため鎌倉にあったのだと推定している(註(1)前掲論文三九頁)。しかし『岩』が、その過書を正応三年と推定した根拠は(この文書を利用した多数の論考がその結論をそのまま受け入れているにもかかわらず)不明で、それが確定しないと、過書中の「曾我与一左衛門尉」が泰光であることも分らない。

(72) 岡田註(1)前掲論文三九頁。

(73) 入間田註(9)前掲論文四七頁。また奥富註(17)前掲論文一九五頁註(1)参照。なお外山註(9)前掲論文二〇頁でも「伊豆国内に公方御領(將軍家からの所領)を得たことは、特に注目される」と簡単に触れられている。

(74) したがって戸澤註(20)前掲論文が、光頼夫妻の全所領(資光讓りの所領共)を光高が相続した(四四頁)とするのは、厳密には誤りである。

(75) 石井註(42)前掲論文一一頁。

(76) 後に資光や光頼が、自己の所領について、惟秀後家重代の所領から「さきわけて」得たものだとしているのも(『岩』七五・八七)、このことと関係あろう。



(77) 文書には「なかのまち井」(『岩』四・五八)、「なかのまちゐのかう」(『岩』六三)としか現れない。「中町居郷沼楯村」(奥富註(17)前掲論文一九五頁、外山註(9)前掲論文二〇頁)という用字はおそらく現在の平賀町居からの類推。「中町井沼楯村」(奥富註(32)前掲論文四三頁、長谷川註(7)前掲論文二八頁。ともに「郷」脱)。「中町井郷」(『角川日本地名大辞典2青森県』(註(7)前掲書)七九三頁「平賀郡」の項)はおそらく「なかのまち井」からの類推であろう。

(78) 「太郎」とあるところから見て惣領であろう。前述の惟秀の讓状に「そうりやうちきやうのものにつくへきなり」(『岩』四二)とあることを利用してか、本来の地以外にまで押領を謀ったのであろう。

(79) 岡田註(1)前掲論文では、こうした「たうしやう」の讓状書き直しといった態度に不安を感じているが(四一頁)、私としては本文のように考えてみた。また佐藤註(6)前掲論文が、有王からの悔返しによる讓状と見るのも(二四頁)誤りであろう。

(80) 『大日本史料』第六編之二(註(46)前掲書)二五七頁では、この安保氏の補任を岩楯村のことと誤った解釈がなされ、それがそのまま「岩」一四九の註に採用されている。

(81) その規模について、事書には一町とありながら本文では「たうかうおハいちゑんにちきうすへきしやう」とあることから、岡田註(1)前掲論文は、資光の水内郷の知行が一町か郷全体に互るのかわらないとしているが(四〇頁)、本文の意味は違乱・煩いを致す輩が出たときに、得宗家に申し出てそれを排除して、一円に知行せよ

ということであろう。当地の所領が一町であったことは、岡田氏も気付いておられるように、後にそれを譲られた光頼の段階でも確かめることができる(『岩』八七)。また「たうしやう」が沼楯と「かなまる」を「ありわう」に讓渡した、九月の讓状の中に、「しなのゝ事御ふんにあたり候はんところハ、太ろうこせんにゆつりたひ候へく候」(『岩』六六)とある部分について、岡田氏が九月に沼楯・金丸とともに水内郡の所領をも資光に讓渡したとするのは、六月の讓状(『岩』六五)との混同による誤りで(その原因はあるいは『角川日本地名大辞典2青森県』(註(7)前掲書)七二二頁「沼楯村」の項が、同様の誤りを犯していることによるか)、さらに「しなのゝ事」を水内郡小井郷の地頭職のことと見るのも問題であろう。なお入間田註(9)前掲論文では、この讓状について、本来幕府裁判機構によつて保障されなければならぬ地頭職まで、得宗による保障が期待されていることを指摘し、そこに得宗被官のおかれていた諸矛盾の集中的表現を見出だしている(四六頁)。

(82) この得宗家の「沙弥某奉書」(『岩』九三)によれば、当地について「相伝之真偽、可支申之仁有無、以起請詞可被注申」と「高麗太郎次郎入道」に命じられている。この「高麗太郎次郎入道」を、石橋氏は高麗次郎左衛門尉景実と考えているが(註(20)前掲書一九三頁)、当時既に蓮阿も慈照も死んでいるのだから(『岩』九三では「遺領」とある)、ここは景実ではなく、その子左衛門太郎時景か、あるいは「太郎次郎入道」とあることから見て、その子<sup>トカ</sup>郎入道□澄とすべきであろう(『高麗系図』『岩』三三八)。「太郎次郎」の「太郎」は父の名

乗りを継いだと見るのが自然だから、おそらく後者ではないか。なお曾我氏はこの『岩』九三までは北条方の正慶年号を使用しているが、同年六月からは後醍醐方の元弘年号を使用する。

(83) 岡田註(1) 前掲論文第三章。

(84) 奥富註(17) 前掲論文第四章、入間田註(9) 前掲論文、奥富註(10) 前掲論文結章、石橋註(20) 前掲書「津軽の曾我氏」、岡田註(1) 前掲論文第四章等。入間田氏のものもとても詳しい。そこで明らかにされていることからすれば、石橋氏の「十分一百姓御免」の解釈は誤っている。また岡田氏は北条氏、建武政権、足利政権の間に賦課基準の相違があったと推定し、それが曾我氏の政治的去就に影響したのではないかとしている。この点についてはなお慎重に検討する必要がある。

(85) 例えば佐藤註(6) 前掲論文二八頁、宮崎註(4) 前掲書六四・六九頁(典拠を豊田武編『東北の歴史』上、吉川弘文館、一九六七年、とするがこれは何かの誤りであろう)、荒井註(4) 前掲書八五・九一頁、奥富註(9) 前掲書二〇二頁等で、平賀郡を近衛家領としている。こうした誤解が生じた理由は良く分らないが、おそらく同じく曾我氏が知行し、平賀郷の年貢結解(『岩』六九)と同形式の結解(『岩』七〇)が出されている名取郡若四郎名で、その端裏書に「近衛殿」とあり、本文に「恒例惣郷京進絹代」とあることから、若四郎名が近衛家領と誤解されたことと関係あろう(佐藤註(6) 前掲論文二五・二八・三六頁から類推)。それが誤解であることは入間田註(9) 前掲論文第二章に詳しい。これらの結解が得宗領特有のものであることは、早く石井進「九州諸

国における北条氏所領の研究」(『竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』吉川弘文館、一九六九年)三六六〜三六七頁で明確に指摘されていた。奥富氏も註(32) 前掲論文四七〜四八頁では、若四郎名については正しく得宗領として扱っていた。

(86) 奥富敬之「得宗家公文所の基礎的素描」(『日本史研究』一六、一九七〇年、後に同註(9) 前掲書所収。本稿での引用は後者)。

(87) 入間田註(9) 前掲論文第一節。これは氏の原稿「郡地頭職と公田支配―東国における領主制研究のための一視点」(『日本文化研究所研究報告別巻六、一九六八年)における「政所」「別納請所」の解釈を全面的に改めたものである。最近では外山註(9) 前掲論文二〇頁などもこれにしたがっている。かつては先の近衛領と解する説との関係で、当地の別納請所についても、「請所」とは、地頭が荘園領主と契約して、毎年一定の年貢の納入を請負い、その代りに荘園支配の実権を委ねられる制度をいうが、この場合は領主(京都の公卿か、近衛家もいわれる)と請所契約を結んだ地頭は北条氏で、曾我氏はその代官として平賀郷を支配した(荒井註(4) 前掲書八五頁)などと説明されるのが普通であった。

(88) 奥羽の地頭一般については、例えば「関東の本領はもろんの」と西国(中略)の各地にも所領をもち、みずからは鎌倉に住んで將軍に近侍する存在であった。奥羽の所領の管理は一族あるいは家臣の手にゆだねられた。そして一族・家臣もまた直接現地に赴くことは少なく、実際の管理は現地の住人にまかせられることが多かった(入間田宣夫「鎌倉幕府と奥羽両国」へ小林・大石編『中世奥羽の世

界」東京大学出版会、一九七八年（六六頁）と説明されている。

- (89) 例えば佐藤三郎「鎌倉武士の族的結合の変化―奥州の南部氏、曾我氏における」(歴史教育一一一七、一九六三年)四二頁、豊田註(9) 前掲論文五一七頁、石橋註(20) 前掲書一九四頁、外山註(9) 前掲論文二一頁等。なお森註(12) 前掲論文は、この過書をもって曾我氏の津軽への土着の始まりと見ており(五四頁)、類似の解釈をしばしば目にするが、これは無理であろう。

(90) 岡田註(1) 前掲論文三九頁。

- (91) 奥富註(9) 前掲書二一九頁。奥富註(17) 前掲論文第五章でも曾我氏の軍役奉仕について触れられているし、外山註(9) 前掲論文二二頁でもほぼ同じことが述べられている。

- (92) 註(88) のような解釈に対して、奥富註(9) 前掲書では、得宗被官には曾我氏や渋谷氏のように、平常は得宗領にあつて得宗の経済官僚として勤務しながら、時には軍役にも従う軍事官僚としての一族と、平・尾藤・諏訪・長崎等の諸氏のように、得宗領に行くこともあるが、むしろ鎌倉に多く居住して得宗に近侍する政治的官僚とが区別されている。

(93) 入間田註(88) 前掲論文七七頁、斉藤註(2) 前掲北奥文化所収論文三四頁。

(94) 石橋註(20) 前掲書一九四頁。

- (95) 大石直正「関東御免津軽船」(北海道・東北史研究会編『北からの日本史』二、三省堂、一九九〇年)二九五頁。

(96) 笠松宏至「中世の安堵」(『日本の社会史』4、岩波書店、一九八

六年)。

- (97) こうした二つの安堵の存在については、早く石井註(85) 前掲論文が、九州の阿蘇社領を材料として言及していた(三五三頁)。その後、津軽の得宗領について、奥富註(10) 前掲論文五〇頁・同註(17) 前掲論文一九三頁で同様のことが指摘されている。

- (98) 佐藤進一「幕府論」(『新日本史講座』七、中央公論社、一九四九年)二二頁、同「古文書学入門」法政大学出版局、一九七一年)二六二頁。なお青山幹哉「御恩」授給文書様式にみる鎌倉幕府権力」(古文書研究二五、一九八六年)参照。

- (99) 奥富註(32) 前掲論文四一〜四二頁、同註(17) 前掲論文一九三頁。後に外山註(9) 前掲論文一五〜一六頁も同じことを述べている。また外山氏は勲功の賞による最初の補任にも継目安堵と同じ形式の文書が用いられることを指摘している。なお奥富氏も外山氏も、継目安堵に使用された文書の形式を得宗下文といっているが、これまで折に触れて述べてきたように、継目に当っては下文以外にも得宗の袖判のある書下状も使用されている(これも広義の下文には含まれるが)。得宗家公文所奉書としては『岩』六・一七・一八、得宗の袖判下文としては『岩』一・七・八・一九・二〇、得宗の袖判のある書下状としては『岩』二・三・二四・三六等が挙げられる。書下状の書式は、最も薄例とされる、袖判で充所になにも記さない形式のもの(佐藤『古文書学入門』(註(98) 前掲書)一七二頁のE型)。『岩』七は、目継と代替りの両方の要素を含むものであるが、内容的に基本的に目継の方に比重があるようである。ただ下文一般としては

ともかく、目録に関する下文の中ではこれのみ文末の「以下」が無い。なお袖判下文と書下状の使い分けについては、内容的に差がなく、問題にしくなくてもよさそうである。また得宗家公文所奉書一般については、奥富註(86)前掲論文一四三頁以下参照。

(100) 佐藤註(15)前掲書一〇八〜一一〇頁。なお石橋註(20)前掲書でも『岩』六の文書について「長崎盛綱」と解されているが(二八三・一九一頁)、それと「平三郎盛綱」「沙弥盛阿」(一八六頁)との関係については触れられていない。奥富註(86)前掲論文一五〇頁も同様。なお『岩』一七では、右筆「成阿」とあり、田村浩「得宗家公文書の一考察」(千葉県立船橋高校研究紀要二三、一九八二年)一六頁もそれに従っているが、石橋註(20)前掲書一八六頁にあるように、「盛阿」と読んでよいように思う。

(101) 笠松註(96)前掲論文第一章・第二章。

(102) 笠松註(96)前掲論文一六六頁。

(103) 笠松註(96)前掲論文一五六頁。

(104) ただこの文書は案文であることが若干気にかかる。

(105) 『岩』一七・一八がそれぞれ同じ日付であることから、笠松氏は、代替り安堵については継目安堵とは異なり発給する北条氏の主体性において発行された可能性を示唆している。

(106) 『南部家文書』(吉野朝史蹟調査会、一九三九年)二二三頁。

(107) 第五編之十五(東京大学出版会、一九五四年)一〇九頁。

(108) 奥富註(17)前掲論文一九三頁では、『岩』一七については「経時の袖判を附した安堵状」、『岩』一九については「経時下文」。同註(32)

前掲論文では、『岩』一七の袖判についての傍註を誤りとし、経時の袖判としている(四二・五一頁)。荒井註(4)前掲書では、『岩』一七については「経時の御教書」、『岩』一九については「時頼の下文」(八五頁)、『岩』一八については「時頼の花押がある奉書(執権は経時)」(八八頁)。岡田註(1)前掲論文でも、『岩』一七について「執権北条経時の袖判が記されている」としている(三五頁)。

(109) 佐藤進「執権北条氏の花押について―花押を読む試みの一節」(金沢文庫研究二六四、一九八〇年、後に同「花押を読む」平凡社、一九八八年、所収。本稿での引用は後者)では、『岩』一七の花押を時頼の花押の例として引いている(二三九頁。佐藤「古文書学入門」〈註(98)前掲書〉一六二頁の同文書の引用中では、当初、袖判に傍註して(北條経時)としていたが、後に(北條時頼)と訂正された。東京大学史料編纂所編「花押かがみ」三(吉川弘文館、一九八四年)六九頁でも同文書の袖判を時頼花押の例として挙げている。また田村註(100)前掲論文一六頁、笠松註(96)前掲論文一六九頁でも、『岩』一七・一八の袖判を時頼のものとして正当に扱っている。石橋註(20)前掲書一八九頁でも『岩』一七の袖判を経時のものと比較した上で、時頼のものと考えている。

(110) 石井進「中世都市鎌倉研究のために―大三輪龍彦氏の近業によせて」(三浦古文化二六、一九七九年)によれば、北条氏所領が濃密に存在するのは九州・東海東部・奥羽だという(四頁註(2))。

(111) 石井註(85)前掲論文三五二〜三五六頁および三八三頁の表参照。

(112) 『大日本古文書』家わけ第十三、阿蘇文書之一、三三三号文書のこと。以下同。なお『花押かがみ』二(吉川弘文館、一九八一年)二八一頁では、この文書の袖判を経時の花押の例として挙げている。

(113) 嘉禎四年と推定される「経時書状写」によれば(『大日本古文書』阿蘇文書之二、八頁)、嘉禎四年の段階で既に経時が阿蘇社領の相論に関わっていたことが想定される。なおこの文書は『鎌倉遺文』では五一五九号と五二八四号とに挙げられているが、五一五九号は年号の読み誤りによる重複ではなからうか。

(114) 当地では津軽の場合とは異なり、代替り安堵に際しても継目安堵と同じく得宗袖判の下文が用いられている(『阿二四』)。当地では在地の豪族宇治氏が被官化してその代官となったのであるが、津軽の場合は在地の人間が代官になったわけではないこと、一郡が各郷に分けられて被官が分散して置かれたこと(奥富註(9)前掲書七七頁)といった違いが関係するのだろうか。

(115) 寛元四年十二月、平(三通)盛時を糠部郡五戸の地頭代職に補任した時頼袖判下文(『鎌倉遺文』六七六八号)が、同年三月の時頼執権就任による代替り安堵だとすると、それ以前は経時の所領だったことになり、あるいは陸奥でも津軽と糠部とに二分されたのではないかという想定も成り立つが、前述したように、津軽では代替り安堵には得宗家公文所奉書の書式が取られていたので、そのことから類推してこの文書については継目安堵ないし勲功の賞などによる新補と見る方がよさそうである。私としては宝治合戦を前にしての新補の可能性が高いと思う。この盛時は宝治合戦の後、嫡流の三浦介を継い

だ人物である。奥富註(9)前掲書一六五頁以下、入間田註(87)前掲論文九三頁註(31)、石橋註(20)前掲書一七八頁以下、等参照。なお奥富敬之氏は、糠部郡が和田合戦の後、義時領になった可能性を示唆しているが(『鎌倉北条氏所領増減過程の数量的考察―義時の代を中心として』(『日本歴史四七〇、一九八七年』六〇七頁)、その根拠は特定の意図を持って編纂された近世の所伝・系譜であつて、到底信を置き難い。

(116) 佐藤註(15)前掲書四六頁、同『鎌倉幕府政治の専制化について』(竹内理三編『日本封建制成立の研究』吉川弘文館、一九五五年)一〇二〜一〇三頁、等。

(117) 『吾妻鏡』仁治二年十一月二十九日条。貫達人「北条氏の制覇」(『神奈川県史』通史編1、神奈川県、一九八一年)四九九頁、奥富敬之『鎌倉北條一族』(新人物往来社、一九八三年)一三二〜一三三頁、等参照。

(118) 佐藤註(16)前掲論文一〇二〜一〇四頁。

(119) 石井進『鎌倉幕府』(日本の歴史7、中央公論社、一九六五年)四一六頁、奥富註(17)前掲書一五一〜一五四頁、等参照。

(弘前大学人文学部助教)